正社員/契約社員 ボランティア活動休暇規程

株式会社KPMG Ignition Tokyo

第1条 (目的)

この規程は、株式会社KPMG Ignition Tokyo (以下「会社」という) において、正社員/契約社員就業規則第40条の規定に基づき、ボランティア活動休暇について定めたものである。

第2条 (定義)

ボランティア活動休暇は、従業員の社会貢献活動支援の一環として与える休暇である。

第3条 (活動対象)

活動対象は、社会福祉、地域貢献、環境保護にかかわる活動とし、原則としてボランティアと一般的に認められたものとする。

第4条 (付与)

毎年4月1日から翌年3月31日までを休暇年度とし、年間1日の休暇を与える。なお、当該休暇は有給とする。

第5条 (繰越、振替)

ボランティア活動休暇の次年度への繰越及び他の休暇への振替は認めない。

第6条 (取得の単位)

ボランティア活動休暇の取得は、原則として1日単位とする。

第7条 (休暇の申出)

従業員がボランティア活動休暇を取得しようとするときは、事前に所定の申請 書に必要事項を記入し、主催団体発行のパンフレット等必要書類を添付して、各 Division 長に提出し承認を得なければならない。

第8条 (実施報告)

ボランティア活動休暇を取得した場合、活動内容を2週間以内に各 Division 長に報告しなければならない。

第9条 (傷病災害)

ボランティア活動中に生じた傷病、災害等は自己責任とし、会社は責任を負わ

ないものとする。

第10条 (改廃)

本規程の改廃は、規程管理規程の定めに従う。ただし、労働基準法の定める手続を経て行うこととする。

附則 本規程は、2019年7月1日より施行する。 本規程は、2020年7月1日より改定する。 本規程は、2021年4月1日より改定する。

2019年7月1日制定